

議案第 23 号

米原市付属機関設置条例の制定について

米原市付属機関設置条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

市の執行機関に設置する付属機関について整理するため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 米原市は、法律または他の条例に定めがあるもののほか、別表第1のとおり執行機関の付属機関を設置する。

(所掌事務)

第3条 付属機関の所掌する事務は、それぞれ別表第1所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 付属機関は、それぞれ別表第1委員の定数の欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

2 委員は、それぞれ別表第1委員の構成の欄に掲げる者のうちから同表付属機関の属する執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、または任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表第1委員の任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(法律または他の条例による付属機関)

第5条 市が設置する付属機関のうち法律または他の条例の定めにより設置するものは、別表第2のとおりとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関の規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(米原市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 米原市特別職報酬等審議会条例（平成17年米原市条例第36号）

(2) 米原市下水道事業審議会条例（平成17年米原市条例第145号）

- (3) 米原市水道運営審議会条例（平成 17 年米原市条例第 187 号）
- (4) 米原市環境審議会条例（平成 17 年米原市条例第 214 号）
- (5) 米原市総合計画審議会条例（平成 17 年米原市条例第 221 号）
- (6) 米原市行財政改革市民会議条例（平成 24 年米原市条例第 31 号）
- (7) 米原市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 24 年米原市条例第 32 号）
- (8) 米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会条例（平成 24 年米原市条例第 33 号）
- (9) 米原市就学指導委員会条例（平成 25 年米原市条例第 23 号）
- (10) 米原市立小中学校結核対策委員会条例（平成 25 年米原市条例第 24 号）
- (11) 米原市スポーツ推進審議会条例（平成 25 年米原市条例第 25 号）
- (12) 米原市庁舎等整備検討委員会条例（平成 25 年米原市条例第 34 号）
- (13) 米原市まいばら協働事業提案制度審査委員会条例（平成 26 年米原市条例第 5 号）
- (14) 米原市空き家等の適正管理および有効活用に関する条例検討委員会条例（平成 26 年米原市条例第 6 号）
- (15) 米原市地域創造会議条例（平成 26 年米原市条例第 7 号）
- (16) 米原市障がい者計画等策定委員会条例（平成 26 年米原市条例第 8 号）
- (17) 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年米原市条例第 66 号）
- (18) 米原市教育振興基本計画審議会条例（平成 27 年米原市条例第 33 号）

（経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例および付則第 6 項から第 25 項まで（付則第 21 項を除く。）の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定による附属機関およびその委員その他の構成員は、この条例による相当の附属機関およびその委員その他の構成員となり、同一性を持って存続するものとし、その任期は、当該委員の残任期間とする。この条例の施行の日前に執行機関が定めるところに置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員その他の構成員についても、同様とする。
- 4 旧条例の規定によるそれぞれの附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても、同様とする。
- 5 この条例施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長が在職する場合においては、この条例中米原市特別職報酬等審議会に関する規定は適用せず、付則第 2 項第 1 号の規定による廃止前の米原市特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。

(米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 6 米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17 年米原市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 19 条を次のように改める。

第 19 条 削除

(米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 7 米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年米原市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「候補」を「候補者」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長等は、前項の規定による指定管理者の候補者の選定をしようとするときは、あらかじめ、米原市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第 13 条から第 17 条までを削り、第 18 条を第 13 条とする。

付則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を削る。

(米原市立隣保館条例の一部改正)

- 8 米原市立隣保館条例(平成 17 年米原市条例第 84 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 18 条 市長は、隣保館の運営および計画ならびに人権・同和教育行政の総合的かつ効果的な推進に関する事項については、米原市立隣保館運営協議会においてその意見を聴くものとする。

(米原市立保育所条例の一部改正)

- 9 米原市立保育所条例(平成 17 年米原市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 6 条 市長は、保育所の円滑な運営および地域に開かれた保育所づくりに関する事項については、米原市立保育所運営委員会においてその意見を聴くものとする。

(米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例の一部改正)

- 10 米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例(平成 17 年米原市条例第 152 号)の

一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第10条第1項に規定する」を削る。

第10条から第16条までを削り、第17条を第10条とし、第18条を第11条とし、第19条を第12条とする。

(米原市消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

- 11 米原市消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年米原市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に関する事項を審査するため」を「の授与については」に改め、「(以下「審査委員会」という。)」を削り、「を置く」を「の審査を経なければならない」に改める。

(米原市立学校給食施設条例の一部改正)

- 12 米原市立学校給食施設条例(平成17年米原市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(意見聴取)

第14条 教育委員会は、給食施設の適正かつ円滑な運営に関する事項については、米原市立学校給食運営委員会においてその意見を聴くものとする。

(米原市公民館条例の一部改正)

- 13 米原市公民館条例（平成17年米原市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第7条中「置くことができる」を「置く」に改める。

(米原市民交流プラザ条例の一部改正)

- 14 米原市民交流プラザ条例（平成17年米原市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(意見聴取)

第19条 市長は、交流プラザの適正かつ円滑な運営に関する事項については、米原市民交流プラザ運営審議会においてその意見を聴くものとする。

(米原市表彰条例の一部改正)

- 15 米原市表彰条例（平成17年米原市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(功労者の選定)

第8条 市長は、功労者を選定しようとするときは、あらかじめ当該功労者の選出について米原市表彰審査会の意見を聴くものとする。

(米原市人権総合センター条例の一部改正)

- 16 米原市人権総合センター条例(平成 18 年米原市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。
第 15 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 15 条 市長は、総合センターの運営および事業の効果的な推進に関する事項については、米原市人権総合センター運営協議会においてその意見を聴くものとする。

(米原市少年センター条例の一部改正)

- 17 米原市少年センター条例(平成 18 年米原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 4 条 市長は、少年センターの適正かつ効果的な事業運営に関する事項については、米原市少年センター運営審議会においてその意見を聴くものとする。

(米原市人権尊重のまちづくり条例の一部改正)

- 18 米原市人権尊重のまちづくり条例(平成 18 年米原市条例第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 8 条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する重要事項については、米原市人権尊重のまちづくり審議会においてその意見を聴くものとする。

(米原市コンポストセンター条例の一部改正)

- 19 米原市コンポストセンター条例(平成 18 年米原市条例第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 10 条 市長は、コンポストセンターの円滑な管理運営に関する事項については、米原市コンポストセンター運営委員会においてその意見を聴くものとする。

(水源の里まいばら元気みらい条例の一部改正)

- 20 水源の里まいばら元気みらい条例(平成 21 年米原市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(施策の提言等)

第 8 条 市長は、この条例に基づく施策について、水源の里まいばら元気みらい条例推進委

員会の提言、検証および評価を受けるものとする。

(米原市環境美化条例の一部改正)

- 21 米原市環境美化条例（平成 23 年米原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「米原市環境審議会条例（平成 17 年米原市条例第 214 号）に規定する」を削る。

(米原市小集落改良住宅譲渡条例の一部改正)

- 22 米原市小集落改良住宅譲渡条例（平成 23 年米原市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「(譲渡価格の調査評定)」に改め、同条中「、当該物件の譲渡価格の調査評定を行うため」を削り、「を置く」を「の調査評定を受けなければならない」に改める。

(米原市景観条例の一部改正)

- 23 米原市景観条例（平成 24 年米原市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「	「
第 7 章 米原市景観審議会（第 30 条・第 31 条）	を
第 8 章 雑則（第 32 条）	第 7 章 雑則（第 30 条）
」	」

に改める。

第 7 章を削る。

第 8 章中第 32 条を第 30 条とする。

第 8 章を第 7 章とする。

(米原市立認定こども園条例の一部改正)

- 24 米原市立認定こども園条例（平成 26 年米原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 7 条 市長は、認定こども園の円滑な運営および地域に開かれた認定こども園づくりに関する事項については、米原市立認定こども園運営委員会においてその意見を聴くものとする。

(米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例の一部改正)

- 25 米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例（平成 27 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条を次のように改める。

(意見聴取)

第 19 条 市長は、第 9 条第 1 項に規定する空家等対策計画の策定、特定空家等に対する措置
その他空家の活用等の施策の推進に関する事項については、米原市空家等対策協議会にお
いてその意見を聴くものとする。

(米原市屋外広告物条例の一部改正)

26 米原市屋外広告物条例（平成 27 年米原市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「米原市景観条例（平成 24 年米原市条例第 25 号）第 30 条第 1 項に規定
する」を削る。

付則第 6 項を削る。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期
市長	米原市表彰審査会	市の公益に寄与し、 または市行政の進展に 特に功績のあった者ま たは団体の選定に関し 必要な事項を調査審議 すること。	6人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 前号に掲げる者 のほか、市長が適 当と認める者	委嘱の 日から 当該諮 問に係 る審査 が終了 するま で
	米原市総合計画審 議会	総合計画の策定およ び総合計画に関する事 項について調査審議す ること。	30人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公募による市民 (3) 前2号に掲げる 者のほか、市長が適 当と認める者	委嘱の 日から 当該諮 問に係 る審議 結果を 市長に 答申す るまで
	米原市行財政改革 市民会議	市の行財政改革の推 進および行財政改革の 進捗状況に関し必要な 事項を調査審議するこ と。	10人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 公募による市民 (3) 前2号に掲げる 者のほか、市長が適 当と認める者	3年以 内
	米原市まいばら協 働事業提案制度審 査委員会	市民による公益活動 の専門性、柔軟性等の 特性を生かした事業の	提案事 業を募 集する	(1) 学識経験を有す る者 (2) 市内で活動を行	委嘱ま たは任 命の日

	提案を公募するまいばら協働事業提案制度による事業（以下この項において「提案事業」という。）の審査および評価ならびに提案事業の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	年度ごとにそれぞれ10人以上	う団体に属する者 (3) 市の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	から採択した提案事業の評価が終了するまで
水源の里まいばら元気みらい条例推進委員会	水源の里まいばら元気みらい条例（平成21年米原市条例第20号）に基づく施策（以下「条例に基づく施策」という。）の提言、検証および評価に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以上	(1) 条例に基づく施策に取り組む地域の代表者 (2) 公募による市民 (3) 学識経験を有する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定および見直しならびに総合戦略に関する施策の評価に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日まで

米原創生官民連携 パートナーシップ 事業提案審査委員 会	まち・ひと・しごと 米原創生総合戦略を推 進し、新たな雇用の創 出または地域の経済的 活力を向上させ、地域 における公共的課題の 解決に資する官民連携 事業の提案を公募する 米原創生官民連携パー トナーシップ事業提案 制度による事業（以下 この項において「提案 事業」という。）の審査 および評価ならびに提 案事業の推進に関し必 要な事項を調査審議す ること。	11 人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 前号に掲げる者 のほか、市長が適当 と認める者	委嘱ま たは任 命の日 から採 択した 提案事 業の評 価が終 了する まで
米原市特別職報酬 等審議会	議会の議員報酬の額 ならびに市長、副市長 および教育長の給料の 額等について調査審議 すること。	6 人以 内	市の区域内の公共的団 体等の代表者その他市 民	委嘱の 日から 当該諮 問に係 る審議 が終了 するま で
米原市公務災害補 償等認定委員会	議会の議員その他非 常勤の職員に対する公 務上の災害または通勤 による災害の認定に関 し調査審議すること。	5 人	学識経験を有する者	3 年

米原市公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する不服申立てについて審査・裁定すること。	3人	学識経験を有する者	3年
米原市人権尊重のまちづくり審議会	人権意識の高揚を図るとともにあらゆる差別をなくすことおよび人権擁護に関する重要事項について調査審議すること。	15人以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験を有する者 (2) 関係機関および関係諸団体の推薦する者 (3) 公募による市民 (4) 市の関係行政機関の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者 	3年
米原市立隣保館運営協議会	米原市立隣保館の運営、計画および人権・同和教育行政の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治会その他地域住民の代表者 (2) 民生委員・児童委員の代表者 (3) 人権教育推進員の代表者 (4) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校および中学校の代表者 	1年

			<p>(5) 部落解放同盟の代表者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	
米原市人権総合センター運営協議会	米原市人権総合センターの運営および事業の効果的な推進に関する事項を調査審議すること。	20人以内	<p>(1) 自治会その他地域住民の代表者</p> <p>(2) 米原市少年センター所長</p> <p>(3) 民生委員・児童委員の代表者</p> <p>(4) 人権教育推進員の代表者</p> <p>(5) 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校および中学校の代表者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	1年
米原市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。）第1条に規定するいじめの防止等（以下「いじめの防止等」という。）に関する施策の推進ならびにいじめの防止等に関する機関および団体	20人以内	<p>(1) 滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長</p> <p>(2) 大津地方法務局長浜支局長</p> <p>(3) 副市長</p> <p>(4) 教育長</p> <p>(5) 市立小中学校長の代表者</p> <p>(6) 前各号に掲げる</p>	2年

	の連携に関し必要な事項を審議調査すること。		者のほか、関係する機関または団体の代表者	
米原市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。	5人以内	(1) 医療または福祉に関する業務に従事する者 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市男女共同参画審議会	男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進および進捗状況に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 男女共同参画に関する団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者 (3) 公募による市民 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市地域創造会議	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 地域まちづくり活動の在り方に関すること。 (2) 地域まちづくり活動に係る補助事業	10人以内	(1) 自治会その他地域を代表する団体等で活動する者 (2) 地域まちづくり活動を推進する市民団体等で活動する者または積極的に参加	2年

	<p>計画の審査に関する こと。</p> <p>(3) 地域まちづくり 活動に対する支援に 関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる もののほか、地域ま ちづくり活動を推進 するために必要な事 項に関すること。</p>		<p>している者</p> <p>(3) 公募による者</p> <p>(4) 前3号に掲げる 者のほか、市長が適 当と認める者</p>	
米原市空家等対策 協議会	<p>次に掲げる事項を調 査審議すること。</p> <p>(1) 米原市空家等の 発生予防、管理およ び活用の推進に関す る条例(平成27年米 原市条例第3号。以 下「空家条例」とい う。)第9条第1項に 規定する空家等対策 計画の策定および変 更ならびに実施に関 すること。</p> <p>(2) 特定空家等の認 定に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる もののほか、空家条 例第1条に規定する 目的を達成するた めに必要な事項に関す</p>	10人以 内	<p>(1) 学識経験を有す る者</p> <p>(2) 前号に掲げる者 のほか、市長が適 当と認める者</p>	2年

	ること。			
米原市地域公共交通会議	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。 (2) 市が運営する有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関すること。 (3) 米原市地域公共交通会議の運営方法その他必要な事項に関すること。	25 人以 内	(1) 国県の関係行政機関の代表者 (2) 自治会その他市民団体の代表者 (3) 市等の関係機関および団体の代表者 (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者 (5) 学識経験を有する者 (6) 市の職員	2 年
米原市地域福祉計画推進会議	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画の策定および推進に関し必要な事項を調査審議すること。	15 人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 社会福祉を目的とする事業に従事する者 (3) 公募による市民 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	3 年
米原市障がい者計画等審議会	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画および障害者の日常生活及	20 人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 障がい福祉関係機関の代表者 (3) 保健医療関係機	2 年

	<p>び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画の策定および見直しならびに当該計画の推進に関する事項について調査審議すること。</p>		<p>関の代表者 (4) 教育関係機関の代表者 (5) 商工・労働関係機関の代表者 (6) 障がい者福祉団体等の代表者 (7) 公募による市民 (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	
米原市老人ホーム入所判定委員会	<p>老人ホームへの入所の要否および入所者の入所措置継続の要否の判断に関する事項を調査審議すること。</p>	4人	<p>(1) 医師 (2) 長浜保健所長 (3) 老人福祉施設長 (4) 老人福祉担当課長</p>	1年
米原市福祉有償運送運営協議会	<p>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に規定する福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営のために必要な事項を調査審議すること。</p>	15人以上	<p>(1) 市内を営業区域に含む一般旅客自動車運送事業者またはその組織する団体等を代表する者 (2) 市内に住所を有する者または福祉有償運送の利用が想定される者 (3) 国県の関係行政機関の長またはその指名する職員 (4) 市内を営業区域に含む一般旅客自動</p>	3年

			<p>車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体等を代表する者</p> <p>(5) 市内において福祉有償運送を行っている団体等を代表する者</p> <p>(6) 市の職員</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	
米原市予防接種健康被害調査委員会	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき実施した予防接種および市が行政措置として実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に関し必要な事項を調査審議すること。</p>	6人以内	<p>(1) 滋賀県が推薦する専門医師</p> <p>(2) 長浜保健所長</p> <p>(3) 副市長</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	<p>委嘱または任命の日から健康被害事例の調査結果を市長に報告するまで</p>
米原市健康づくり・食育推進協議会	<p>次に掲げる事項を調査審議すること。</p> <p>(1) 健康づくりの計画推進に関すること。</p> <p>(2) 保健センターの運営に関すること。</p>	20人以内	<p>(1) 市内医療機関の医師</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 関係団体が推薦する者</p> <p>(4) 関係行政機関の</p>	3年

	(3) 食育の計画推進に関すること。		職員 (5) 公募による市民 (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	
米原市少年センター運営審議会	米原市少年センターの適正かつ効果的な事業運営に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 少年問題に関係のある機関または団体の代表 (2) 関係教育機関の職員 (3) 市の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市立保育所運営委員会	米原市立保育所の管理運営ならびに米原市立保育所、家庭および地域社会との連携に関し必要な事項を調査審議すること。	7人以内	(1) 保護者の代表者 (2) 関係自治会の代表者 (3) 民生委員・児童委員の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日が属する年度の3月31日まで
米原市立認定こども園運営委員会	米原市立認定こども園の管理運営ならびに米原市立認定こども園、家庭および地域社	7人以内	(1) 保護者の代表者 (2) 関係自治会の代表者 (3) 民生委員・児童	委嘱または任命の日から当

	会との連携に関し必要な事項を調査審議すること。		委員の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	該委嘱 または 任命の 日が属 する年 度の3 月31 日まで
米原市小規模企業者小口簡易資金貸付審査会	小口零細企業保証制度要綱（中小企業庁平成19年8月13日中庁第1号）に定める制度を活用してその事業の用に供する小口資金の貸付けを受けようとする者の適否および貸付金額の適否ならびに貸付けおよび償還に関し必要な事項を調査審議すること。	8人以内	(1) 米原市商工会長 (2) 米原市商工会事務局長 (3) 金融機関の職員 (4) 市の職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市環境審議会	環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市コンポストセンター運営委員	米原市コンポストセンターの運営および施設	10人以内	(1) 公募による市民 (2) 学識経験を有す	2年

会	に関し必要な事項を調査審議すること。		る者 (3) 各種団体の代表者	
米原市都市計画マスタープラン改定検討委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 都市計画マスタープラン改定に関すること。 (2) 非線引き都市計画区域における土地利用規制の検討に関すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体の代表者 (3) 各種団体の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から都市計画マスタープランの改定完了の日まで
米原市景観審議会	米原市景観条例（平成24年米原市条例第25号）および米原市屋外広告物条例（平成27年米原市条例第44号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関し必要な事項を調査審議すること。	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年
米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会	米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例（平成17年米原市条例第152号）の施行に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年

米原市営住宅対策委員会	米原市営住宅条例 (平成 17 年米原市条例第 153 号) 第 8 条第 2 項の規定による承認 その他市営住宅に関し 必要な事項を調査審議 すること。	5 人以 内	(1) 市営住宅の属する自治会の代表者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱の日から 当該諮問に係る審議が終了するまで
米原市小集落改良住宅入居者等選定審査会	米原市小集落改良宅条例(平成 17 年米原市条例第 154 号) 第 7 条の規定による入居者の選定に関すること。	15 人以 内	(1) 改良住宅の属する自治会の代表者 (2) 部落解放同盟の代表者 (3) 隣保館長 (4) 副市長 (5) 市の職員	2 年
米原市小集落改良住宅不動産評価委員会	市が処分する改良住宅の譲渡に係る不動産の適正な価格を調査評定すること。	10 人以 内	(1) 副市長 (2) 市の職員 (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委嘱または任命の日から当該諮問に係る調査評定が終了するまで
米原市小集落改良住宅譲渡検討会	改良住宅の譲渡意向調査および改良住宅の早期譲渡の実現に関し 必要な事項を調査審議 すること。	15 人以 内	(1) 団体の構成員で代表者が推薦する者 (2) 学識経験を有する者 (3) 前 2 号に掲げる	2 年

			者のほか、市長が適 当と認める者	
米原市水道運営審 議会	水道事業の運営等に ついて必要な事項を調 査審議すること。	8人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 使用者の代表	2年
米原市下水道事業 審議会	下水道事業に関する 重要な事項について調 査審議すること。	8人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) 受益者の代表	2年
米原市消防賞じゅ つ金等審査委員会	消防賞じゅつ金およ び殉職者特別賞じゅつ 金に関する事項を審査 すること。	4人	(1) 湖北地域消防本 部消防長 (2) 消防団長 (3) 副市長 (4) 消防団に関する 事務を所管する部長	当該職 に在職 する期 間
米原市教育振興基 本計画審議会	教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する教 育振興基本計画の策定 および教育振興基本計 画に関する事項につい て調査審議すること。	15 人以 内	(1) 学識経験を有す る者 (2) スポーツ、文化 団体等の構成員で代 表者が推薦する者 (3) 市内小学校、中 学校、幼稚園、保育 所、認定こども園の 校園長および保護者 の代表 (4) 公募による市民 (5) 前各号に掲げる 者のほか、市長が適 当と認める者	委嘱の 日から 当該諮 問に係 る審議 結果を 市長に 答申す るまで
米原市民交流プラ ザ運営審議会	次に掲げる事項を調 査審議すること。	12 人以 内	(1) 学識経験を有す る者	2年

		<p>(1) 毎年度の事業実施計画に関すること。</p> <p>(2) 施設および設備器具の管理に関すること。</p> <p>(3) 施設の利用促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、米原市民交流プラザの運営等に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>		<p>(2) 公募による市民</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</p>	
教育委員会	米原市いじめ問題調査委員会	<p>次に掲げる事項を調査審議すること。</p> <p>(1) 市立小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整等に関すること。</p> <p>(2) いじめ防止法第24条の規定に基づく必要な調査および同法第28条第1項の規定に基づく重大事態に係る事実関係の調査に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめ</p>	5人以上	<p>(1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的な知識を有する者</p> <p>(2) 教育に関する学識経験を有する者</p> <p>(3) 弁護士</p> <p>(4) 医師</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p>	2年

	の防止等のための対策を実効的に行うために必要な事項に関すること。			
米原市就学指導委員会	障がいの内容、程度等の判定が困難な幼児、児童および生徒の就学指導ならびに当該就学指導に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以上	(1) 医師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 児童福祉施設の職員 (5) 関係行政機関の職員 (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	1年
米原市立小中学校結核対策委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 学校における結核検診の実施計画、実施状況および結果の把握に関すること。 (2) 学校における精密検査対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。 (3) 結核患者発生時における対応方針の検討に関すること。	6人以上	(1) 長浜保健所長 (2) 結核に関し専門的知識を有する医師 (3) 一般社団法人湖北医師会を代表する者 (4) 学校医を代表する者 (5) 学校長を代表する者 (6) 学校養護教諭の職にある者	1年

	<p>(4) 地域と連携した学校の結核管理方針の検討に関すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、学校における結核対策の推進に関し必要な事項に関すること。</p>			
米原市立学校給食運営委員会	米原市立学校給食施設条例(平成17年米原市条例第166号)第2条に掲げる学校給食共同調理場の適正かつ円滑な運営に関し必要な事項を調査審議すること。	17人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 市立小中学校等の園児、児童および生徒の保護者を代表する者</p> <p>(3) 公募による市民</p> <p>(4) 市立小中学校等の校長、園長</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p>	1年
米原市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項に規定するスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するほか、これらの事項に関し、必要に応じて教育委員会	16人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) スポーツ関係団体の代表者</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 公募による市民</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員</p>	2年

		に建議するすること。		会が適当と認める者	
	米原市文化的景観整備活用委員会	次に掲げる事項を調査審議すること。 (1) 文化的景観の保存および整備に係る計画の策定に関すること。 (2) 文化的景観の調査および研究に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、文化的景観の整備等に関すること。	15人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 文化的景観区域に居住する者 (3) 関係行政機関の職員	2年
市長および教育委員会	米原市指定管理者選定委員会	指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を調査審議すること。	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の管理運営について専門的知識を有する者 (3) 市の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年

備考 米原市立隣保館運営協議会は米原市立隣保館条例第2条に定めるそれぞれの隣保館ごとに、米原市地域創造会議は米原市市民自治センター設置条例（平成17年米原市条例第199号）第2条に定めるそれぞれの市民自治センターの所管区域ごとに、米原市立認定こども園運営委員会は米原市立認定こども園条例第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに、米原市指定管理者選定委員会は公の施設を所管する米原市事務分掌条例（平成17年米原市条例第18号）第1条に規定するそれぞれの部ごとおよび米原市教育委員会に置き、委員の定数は、それぞれ置く付属機関ごとにこの表に定める委員の定数とする。

別表第 2 (第 5 条関係)

付属機関 の属する 執行機関	名称	根拠法令等の名称
市長	米原市民生委員推薦会	民生委員法 (昭和 23 年法律第 198 号)
	米原市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)
	米原市防災会議	災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)
	米原市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号)
	米原市行政不服審査会	行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)
	米原市職員懲戒審査委員会	地方自治法施行規程 (昭和 22 年政令第 19 号)
	米原市情報公開審査会	米原市情報公開条例 (平成 17 年米原市条例第 4 号)
	米原市交通安全対策会議	米原市交通安全対策会議条例 (平成 17 年米原市条例第 85 号)
	米原市介護保険運営協議会	米原市介護保険条例 (平成 17 年米原市条例第 116 号)
	米原市都市計画審議会	米原市都市計画審議会条例 (平成 17 年米原市条例第 139 号)
	彦根長浜都市計画事業米原駅東部 土地区画整理審議会	彦根長浜都市計画事業米原駅東部土地区画整理事業施行条例 (平成 17 年米原市条例第 142 号)
	米原市水防協議会	米原市水防協議会条例 (平成 17 年米原市条例第 161 号)
	米原市個人情報保護審議会	米原市個人情報保護条例 (平成 18 年米原市条例第 5 号)
	米原市自治基本条例推進委員会	米原市自治基本条例 (平成 18 年米原市条例第 43 号)
	米原市子ども・子育て審議会	米原市子ども・子育て審議会条例 (平成 25 年米原市条例第 22 号)
米原市地域包括支援センター運営	米原市地域包括支援センター条例 (平成 27 年米原	

	協議会	市条例第 6 号)
教育委員 会	米原市公民館運営審議会	米原市公民館条例(平成 17 年米原市条例第 170 号)
	米原市図書館協議会	米原市立図書館条例 (平成 17 年米原市条例第 173 号)
	米原市文化財保護審議会	米原市文化財保護条例 (平成 17 年米原市条例第 181 号)

米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

改正後	現 行
<p>米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>第5条～第18条 略</p> <p><u>第19条 削除</u></p>	<p>米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(認定委員会)</u></p> <p><u>第4条 実施機関の諮問に応じ災害が公務または通勤により生じたものであるかどうかを審議するため、米原市公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 認定委員会は、委員5人をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>7 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、認定委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第5条～第18条 略</p> <p><u>(審査会)</u></p> <p><u>第19条 前条第1項の規定による申立てを審査するため、米原市公務災害補償等審</u></p>

<p>第20条以下 略</p>	<p><u>査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審査会は、委員3人をもって組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>6 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。</u></p> <p><u>8 前各項の定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第20条以下 略</p>
-----------------	--

米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表（付則第7項関係）

改正後	現 行
<p>米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の<u>候補者</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p>米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（指定管理者の指定）</p> <p>第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の<u>候補</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

2 市長等は、前項の規定による指定管理者の候補者の選定をしようとするときは、あらかじめ、米原市指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

3 市長等は、第1項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

第5条～第12条 略

2 市長等は、前項の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

第5条～第12条 略

(選定委員会の設置)

第13条 市長等は、第4条の規定による指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、次の各号に掲げる公の施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者選定委員会（以下これらを「選定委員会」という。）を置く。

(1) 総務部が所管する公の施設 米原市総務部指定管理者選定委員会

(2) 市民部が所管する公の施設 米原市市民部指定管理者選定委員会

(3) 健康福祉部が所管する公の施設 米原市健康福祉部指定管理者選定委員会

(4) こども未来部が所管する公の施設 米原市こども未来部指定管理者選定委員会

(5) 経済環境部が所管する公の施設 米原市経済環境部指定管理者選定委員会

(6) 土木部が所管する公の施設 米原市土木部指定管理者選定委員会

(7) 教育委員会が所管する公の施設 米原市教育委員会指定管理者選定委員会

(組織)

第14条 選定委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱または任命する。

(1) 学識経験者

(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長等が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長および副委員長)

第15条 選定委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員は、施設の指定管理者に応募した団体（以下「応募団体」という。）の代表者または役員を構成する立場にある場合には、当該施設に係る会議の審議に加わることができない。

(選定委員会委員の責務)

第17条 選定委員会の委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

<p>第13条 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 委員は、職務上知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。</p> <p>3 委員は、指定管理者の候補者の選定に関する審議のために個別に応募団体と接触をしてはならない。</p> <p>第18条 略</p> <p>付 則</p> <p>1 略</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例は、米原市地域包括ケアセンター条例（平成17年米原市条例第98号） については適用しない。</p> <p>3 略</p> <p>(会議の招集)</p> <p>4 第14条第1項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第16条第1項の規定にかかわらず市長等が招集する。</p>
--	---

米原市立隣保館条例新旧対照表（付則第8項関係）

改正後	現 行
<p>米原市立隣保館条例</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>(意見聴取)</p> <p>第18条 市長は、隣保館の運営および計画ならびに人権・同和教育行政の総合的かつ効果的な推進に関する事項については、米原市立隣保館運営協議会においてそ</p>	<p>米原市立隣保館条例</p> <p>第1条～第17条 略</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第18条 隣保館の運営、計画および人権・同和教育行政を総合的かつ効果的に推進するため、それぞれの隣保館ごとに米原市立隣保館運営協議会を置く。</p>

<p><u>の意見を聴くものとする。</u></p> <p>第19条 略</p> <p>別表 略</p>	<p>第19条 略</p> <p>別表 略</p>
--	---------------------------

米原市立保育所条例新旧対照表（付則第9項関係）

改正後	現 行
<p>米原市立保育所条例</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p><u>(意見聴取)</u></p> <p>第6条 市長は、保育所の円滑な運営および地域に開かれた保育所づくりに関する事項については、米原市立保育所運営委員会においてその意見を聴くものとする。</p> <p>第7条 略</p>	<p>米原市立保育所条例</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p><u>(保育所運営委員会)</u></p> <p>第6条 保育所の円滑な運営および地域に開かれた保育所づくりを推進するため、<u>米原市立保育所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員7人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</u></p> <p><u>(1) 保護者の代表者</u></p> <p><u>(2) 関係自治会の代表者</u></p> <p><u>(3) 民生委員・児童委員の代表者</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u></p> <p><u>4 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日が属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第7条 略</p>

米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例新旧対照表（付則第10項関係）

改正後	現 行
<p>米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（判定および通知）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項に規定する判定を行うときは、米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第6条～第9条 略</p>	<p>米原市環境保全に伴う旅館等建築の規制に関する条例</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（判定および通知）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市長は、前項に規定する判定を行うときは、<u>第10条第1項に規定する米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>第6条～第9条 略</p> <p><u>（審査会の設置）</u></p> <p><u>第10条 市長は、この条例の施行に関する必要な事項を調査または審議させるため、米原市環境保全に伴う旅館等建築審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p><u>第11条 審査会は、市長が建築主から第4条に規定する同意を求められたときの諮問に応じ、条例の施行に関し必要な調査および審査を行う。</u></p> <p><u>（組織）</u></p> <p><u>第12条 審査会は、委員10人以内で組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>（1） 学識経験を有する者</u></p> <p><u>（2） 市民</u></p> <p><u>（3） その他市長が必要と認める者</u></p>

3 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第14条 審査会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、会長があたる。

4 議長は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第16条 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第17条～第19条 略

第10条～第12条 略

米原市消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金条例新旧対照表（付則第 11 項関係）

改正後	現 行
<p>米原市消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金条例</p> <p>第 1 条～第 4 条 略</p> <p>（審査）</p> <p>第 5 条 賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金の授与については、米原市消防賞じゅつ金等審査委員会<u>の審査を経なければならない。</u></p> <p>第 6 条 略</p> <p>別表第 1・別表第 2 略</p>	<p>米原市消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金条例</p> <p>第 1 条～第 4 条 略</p> <p>（審査）</p> <p>第 5 条 賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金に関する事項を審査するため、米原市消防賞じゅつ金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>第 6 条 略</p> <p>別表第 1・別表第 2 略</p>

米原市立学校給食施設条例新旧対照表（付則第 12 項関係）

改正後	現 行
<p>米原市立学校給食施設条例</p> <p>第 1 条～第 13 条 略</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第 14 条 <u>教育委員会は、給食施設の適正かつ円滑な運営に関する事項については、米原市立学校給食運営委員会においてその意見を聴くものとする。</u></p>	<p>米原市立学校給食施設条例</p> <p>第 1 条～第 13 条 略</p> <p>（運営委員会）</p> <p>第 14 条 <u>給食施設の適正かつ円滑な運営を図るため、米原市立学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 運営委員会は、給食の運営に関する重要な事項について調査審議する。</u></p> <p><u>3 運営委員会は、委員 17 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。</u></p> <p><u>（1）学識経験がある者</u></p> <p><u>（2）市立小中学校等の園児、児童および生徒の保護者を代表する者</u></p>

<p>第15条 略 別表 略</p>	<p>(3) 市民 (4) 市立小中学校等の校長、園長 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>4 教育委員会は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。</p> <p>5 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>第15条 略 別表 略</p>
------------------------	--

米原市公民館条例新旧対照表 (付則第13項関係)

改正後	現 行
<p>米原市公民館条例 第1条～第6条 略 (公民館運営審議会の設置)</p> <p>第7条 法第29条第1項の規定に基づき、それぞれの公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>第8条以下 略</p>	<p>米原市公民館条例 第1条～第6条 略 (公民館運営審議会の設置)</p> <p>第7条 法第29条第1項の規定に基づき、それぞれの公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>第8条以下 略</p>

米原市民交流プラザ条例新旧対照表（付則第14項関係）

改正後	現 行
<p>米原市民交流プラザ条例</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p><u>(意見聴取)</u></p> <p><u>第19条 市長は、市民交流プラザの適正かつ円滑な運営に関する事項については、米原市民交流プラザ運営審議会においてその意見を聴くものとする。</u></p>	<p>米原市民交流プラザ条例</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p><u>(運営審議会)</u></p> <p><u>第19条 交流プラザの適正かつ円滑な運営を図るため、米原市民交流プラザ運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。</u></p> <p><u>(1) 毎年度の事業実施計画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 施設および設備器具の管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 施設の利用促進に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項</u></p> <p><u>3 審議会は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験がある者</u></p> <p><u>(2) 市民</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要であると認める者</u></p> <p><u>4 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>6 委員は、再任されることができる。</u></p>

第20条 略 別表 略	第20条 略 別表 略
----------------	----------------

米原市表彰条例新旧対照表（付則第15項関係）

改正後	現 行
<p>米原市表彰条例 第1条～第7条 略 <u>（功労者の選定）</u> 第8条 市長は、功労者を選定しようとするときは、あらかじめ当該功労者の選出について米原市表彰審査会の意見を聴くものとする。 第9条 略</p>	<p>米原市表彰条例 第1条～第7条 略 <u>（表彰審査会）</u> 第8条 米原市は、米原市表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 市長は、功労者を選定しようとするときは、あらかじめ当該功労者の選出について審査会の意見を聴くものとする。 3 審査会は、委員6人以内をもって組織し、委員は、必要の都度、市長が委嘱または任命する。 4 委員の任期は、当該諮問に係る審査が終了するまでの間とする。 第9条 略</p>

米原市人権総合センター条例新旧対照表（付則第16項関係）

改正後	現 行
<p>米原市人権総合センター条例 第1条～第14条 略</p>	<p>米原市人権総合センター条例 第1条～第14条 略</p>

<p><u>(意見聴取)</u></p> <p>第15条 市長は、総合センターの運営および事業の効果的な推進に関する事項については、<u>米原市人権総合センター運営協議会においてその意見を聴くものとする。</u></p> <p>第16条以下 略</p>	<p><u>(運営協議会)</u></p> <p>第15条 総合センターの運営を円滑に行い、事業を効果的に推進するため、米原市人権総合センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>毎年度の事業実施計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総合センターが実施する個別事業の企画運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項</u></p> <p>第16条以下 略</p>
--	---

米原市少年センター条例新旧対照表（付則第17項関係）

改正後	現 行
<p>米原市少年センター条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(意見聴取)</u></p> <p>第4条 市長は、<u>少年センターの適正かつ効果的な事業運営に関する事項については、米原市少年センター運営審議会においてその意見を聴くものとする。</u></p>	<p>米原市少年センター条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(運営審議会)</u></p> <p>第4条 <u>少年センターの適正かつ効果的な事業運営を図り、必要な事項の調査審議を行うため、米原市少年センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</u></p> <p>(1) <u>少年問題に関係のある機関または団体の代表</u></p> <p>(2) <u>関係教育機関の職員</u></p> <p>(3) <u>市の職員</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者</u></p>

<p>第5条 略</p>	<p><u>3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。</u></p> <p><u>4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第5条 略</p>
--------------	--

米原市人権尊重のまちづくり条例新旧対照表（付則第18項関係）

改正後	現 行
<p>米原市人権尊重のまちづくり条例</p> <p>前文 略</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(意見聴取)</u></p> <p><u>第8条 市長は、人権尊重のまちづくりに関する重要事項については、米原市人権尊重のまちづくり審議会においてその意見を聴くものとする。</u></p> <p>第9条 略</p>	<p>米原市人権尊重のまちづくり条例</p> <p>前文 略</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(審議会)</u></p> <p><u>第8条 人権尊重のまちづくりに関する重要事項を審議する機関として、米原市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 審議会の組織および運営その他必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第9条 略</p>

米原市コンポストセンター条例新旧対照表（付則第19項関係）

改正後	現 行
<p>米原市コンポストセンター条例</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p><u>(意見聴取)</u></p> <p><u>第10条 市長は、コンポストセンターの円滑な管理運営に関する事項については、</u></p>	<p>米原市コンポストセンター条例</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p><u>(運営委員会)</u></p> <p><u>第10条 市長は、センターの円滑な管理運営を図り、その設置目的を効果的に達成</u></p>

米原市コンポストセンター運営委員会においてその意見を聴くものとする。

するため、米原市コンポストセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) センターの運営に関すること。

(2) センターの施設に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

3 運営委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 知識経験者

(3) 各種団体の代表者

4 市長は、前項第1号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 略

第11条 略

水源の里まいばら元気みらい条例新旧対照表（付則第20項関係）

改正後	現 行
水源の里まいばら元気みらい条例 前文 略 第1条～第7条 略	水源の里まいばら元気みらい条例 前文 略 第1条～第7条 略

(施策の提言等)

第8条 市長は、この条例に基づく施策について、水源の里まいばら元気みらい条例推進委員会の提言、検証および評価を受けるものとする。

第9条 略

(推進委員会の設置等)

第8条 市長は、市民の連帯による新しい公共の創造を推進し、この条例の実効性を高めるため、水源の里まいばら元気みらい条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会の所掌事項は、この条例に基づく施策の提言、検証および評価に関する事項とする。

3 推進委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) この条例に基づく施策に取り組む地域の代表者

(2) 公募による市民

(3) 識見を有する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第3項の規定にかかわらず、市長は、推進委員会に専門的識見を有するアドバイザーを置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 略

米原市環境美化条例新旧対照表（付則第21項関係）

改正後	現 行
米原市環境美化条例	米原市環境美化条例

<p>第1条～第11条 略 (美化重点区域の指定)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長は、美化重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ米原市環境審議会および市民等の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 略</p>	<p>第1条～第11条 略 (美化重点区域の指定)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 市長は、美化重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ<u>米原市環境審議会条例(平成17年米原市条例第214号)</u>に規定する米原市環境審議会および市民等の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 略</p>
--	---

米原市小集落改良住宅譲渡条例新旧対照表(付則第22項関係)

改正後	現 行
<p>米原市小集落改良住宅譲渡条例</p> <p>第1条～第7条 略 (譲渡価格の調査評定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により物件の譲渡価格を定めるときは、米原市小集落改良住宅不動産評価委員会の調査評定を受けなければならない。</p> <p>第9条以下 略</p>	<p>米原市小集落改良住宅譲渡条例</p> <p>第1条～第7条 略 (不動産評価委員会)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定により物件の譲渡価格を定めるときは、<u>当該物件の譲渡価格の調査評定を行うため、米原市小集落改良住宅不動産評価委員会を置く。</u></p> <p>第9条以下 略</p>

米原市景観条例新旧対照表(付則第23項関係)

改正後	現 行
<p>米原市景観条例</p> <p>目次</p>	<p>米原市景観条例</p> <p>目次</p>

前文

第1章～第6章 略

第7章 雑則 (第30条)

付則

前文 略

第1章～第6章 略

前文

第1章～第6章 略

第7章 米原市景観審議会 (第30条・第31条)

第8章 雑則 (第32条)

付則

前文 略

第1章～第6章 略

第7章 米原市景観審議会

(設置)

第30条 市長の附属機関として米原市景観審議会 (以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、または任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による市民

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

<p>第7章 雑則</p> <p>第30条 略</p> <p>別表第1～別表第4 略</p>	<p>5 前条および前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第8章 雑則</p> <p>第32条 略</p> <p>別表第1～別表第4 略</p>
--	--

米原市立認定こども園条例新旧対照表（付則第24項関係）

改正後	現 行
<p>米原市立認定こども園条例</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（意見聴取）</p> <p>第7条 市長は、認定こども園の円滑な運営および地域に開かれた認定こども園づくりに関する事項については、米原市立認定こども園運営委員会においてその意見を聴くものとする。</p>	<p>米原市立認定こども園条例</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>（認定こども園運営委員会）</p> <p>第7条 認定こども園の円滑な運営および地域に開かれた認定こども園づくりを推進するため、米原市立認定こども園運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、第2条に定めるそれぞれの認定こども園ごとに置く。</p> <p>3 委員会は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</p> <p>（1）保護者の代表者</p> <p>（2）関係自治会の代表者</p> <p>（3）民生委員・児童委員の代表者</p> <p>（4）前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>5 委員の任期は、委嘱または任命の日から当該委嘱または任命の日が属する年度</p>

<p>第8条 略</p>	<p><u>の3月31日までとし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第8条 略</p>
--------------	--

米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例新旧対照表（付則第25項関係）

改正後	現 行
<p>米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例</p> <p>前文 略</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p><u>(意見聴取)</u></p> <p><u>第19条 市長は、第9条第1項に規定する空家等対策計画の策定、特定空家等に対する措置その他空家の活用等の施策の推進に関する事項については、米原市空家等対策協議会においてその意見を聴くものとする。</u></p> <p>第20条 略</p>	<p>米原市空家等の発生予防、管理および活用の推進に関する条例</p> <p>前文 略</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p><u>(空家等対策協議会の設置)</u></p> <p><u>第19条 市は、第9条第1号に規定する空家等対策計画の策定、特定空家等に対する措置その他空家の活用等の施策の推進について審議するため、米原市空家等対策協議会を置く。</u></p> <p>第20条 略</p>

米原市屋外広告物条例新旧対照表（付則第26項関係）

改正後	現 行
<p>米原市屋外広告物条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(許可の基準)</p>	<p>米原市屋外広告物条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>(許可の基準)</p>

第14条 略

2 市長は、広告物の表示または掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、米原市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴いて許可することができる。

第15条～第35条 略

付 則

1～5 略

第14条 略

2 市長は、広告物の表示または掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、米原市景観条例（平成24年米原市条例第25号）第30条第1項に規定する米原市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴いて許可することができる。

第15条～第35条 略

付 則

1～5 略

（米原市景観条例の一部改正）

6 米原市景観条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「この条例」の次に「および米原市屋外広告物条例（平成 年米原市条例第44号）の規定」を加える。